

車いす使用者向住宅

車いす使用者向住宅とは

居室内の移動に車いすの使用を必要としている方がいる世帯に、おおむね以下のとおりに室内を改善した住宅です。

なお、この募集案内に記載されている仕様と実際が異なる場合や、実際の仕様が申込み世帯の希望に合わない場合でも、追加工事は行いませんのであらかじめご了承ください。

- ・トイレ 車いすのまま便座まで移動できるスペースがあります。
床に木製台やコンクリートの台が設置されていて便器がかさ上げされている場合があります。
- ・台所 流し台の高さはおおむね70～80センチメートル程度です。
- ・居室 段差を解消している場合があります。
- ・浴室 浴槽と水平に手すりまたは台を設置している場合があります。
- ・設置物 間仕切り用アコーディオンドア、可動式収納家具、カーテンレール、バルコニーから屋外へのスロープ等設置している場合があります。

申込地区一覧の交通機関の「バス停」は、バス会社の都合により変更になっている場合もありますので、ご了承ください。

また、使用料のしくみについては31ページをご覧ください。

車いす使用者向住宅の下見について

下見は必須ではありませんが、仕様等変更の追加工事は一切行わず、現状のままでご入居いただくこととなりますので、住宅内の確認のため、申込み前に下見をおすすめします。

なお、下見をするには事前予約が必要です。(都営住宅募集センターで電話予約を受け付け、鍵の貸出は受け持ちの窓口センターで行います。)

- ・下見期間 : 2月1日(木)～2月9日(金)【平日に1回のみ】
- ・問い合わせ先 : 都営住宅募集センター ☎03-3498-8894 午前9時～午後6時(土・日を除く)

★車いす使用者の世帯向住宅(2人以上の家族)をご希望の方は、ポイント方式の募集にお申込みください。

また、この募集案内の「居室内で病死等があった住宅(100ページ～)」でも募集を行っています。

ただし、どちらか1通しか申込みできません。2通以上送るとすべてが無効です。

単身者用車いす使用者向の入居資格

年齢等の基準日は、15ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

申込期間に、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1 東京都内に継続して3年以上居住していること

- (1) 東京都内に継続して3年以上居住している成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。ただし、16ページ単身者向入居資格3の申込区分番号027にあてはまる引揚者は3年未満でも可。
- (2) 外国人については、中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

2 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

同居・他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること(住民票で世帯分離している場合も含む。)をいいます。

- (1) 配偶者(法律上の配偶者のほか内縁関係の方(住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方)、婚約者、パートナーを含む。)がいないこと。
- (2) 現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記(3)にあてはまる方も含みます。
なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できる必要があります。
- (3) 同居している親族がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みできます。
 - ア 同居している親族全員が、申込後から入居資格審査までの間に、結婚し転出または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。
なお、入居資格審査のときにそのことを証明できる必要があります。
※遠隔地とは、居住地から通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。
 - イ 居住している住宅が狭い。(お住まいの住宅の住戸専用面積が16ページの入居資格基準にあてはまること。)

3 車いす使用者で次のすべてにあてはまること

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている1級・2級の障害者または戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上の障害者
- (2) 住居内の移動に車いすの使用を必要としている方で、車いすの使用を証明する書類を提出できること、または入居資格審査のときに車いす使用者本人が来社することで車いす使用を証明できること。

4 所得が定められた基準内であること

年間所得金額が、所得基準の範囲内であること。

- ・所得の計算方法は25～30ページでお確かめください。
- ・所得税法上の扶養親族がいる場合は、扶養親族1人につき38万円を申込者の年間所得から差し引いてください。

所得基準 0円～2,568,000円

5 住宅に困っていること

(1) 住宅または土地の所有者(共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。)でないこと。
ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。

なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書等の提出が必要です。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方(滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。)

なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

(2) 現に公営住宅の車いす使用者向住宅に入居している方、または使用予定者となっている方は申込みできません。

6 暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

単身者用車いす使用者向住宅申込地区一覧

単身者用車いす 使用者向住宅 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 53ページの「車いす使用者向住宅とは」および「車いす使用者向住宅の下見について」を必ずお読みください。 ・ 54～55ページの単身者用車いす使用者向の入居資格にあてはまる必要があります。
---------------------------	--

入居人数	申込地区番号	住宅名(代表的な所在地) 主な交通機関	募集戸数	間取り 専用面積	使用料(円)	浴室 タイプ	建設 年度
1人	851	横川五丁目第2 (墨田区横川5-9) 都営浅草線・東京メトロ半蔵門線「押上駅」下車徒歩11分	1	2DK 57㎡	30,100 ～59,200	標準型	平成2
1人	852	中野山王三丁目 (八王子市中野山王3-20) JR中央線「八王子駅」から西東京バス「中野団地」下車徒歩3分	1	2DK 60㎡	28,200 ～55,400	洗い台付	平成14
1人	853	東京街道 (東大和市清原2-1) 西武新宿線「久米川駅」から西武バス「団地北」下車徒歩3分	1	2DK 55㎡	26,000 ～51,100	洗い場のかさ上げ	平成11
1人	854	東京街道 (東大和市清原2-1) 西武新宿線「久米川駅」から西武バス「団地南」下車徒歩5分	1	1LDK 56㎡	26,800 ～52,500	洗い場のかさ上げ	平成14

単身者用車いす使用者向住宅間取り図

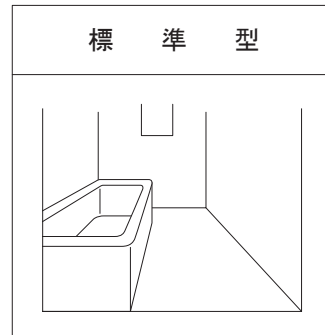
- ・ 下見期間 : 2月1日(木)～2月9日(金)【平日に1回のみ】必ず事前予約をしてください。
- ・ 問い合わせ先 : 都営住宅募集センター ☎03-3498-8894 (午前9時～午後6時)

851 横川五丁目第2

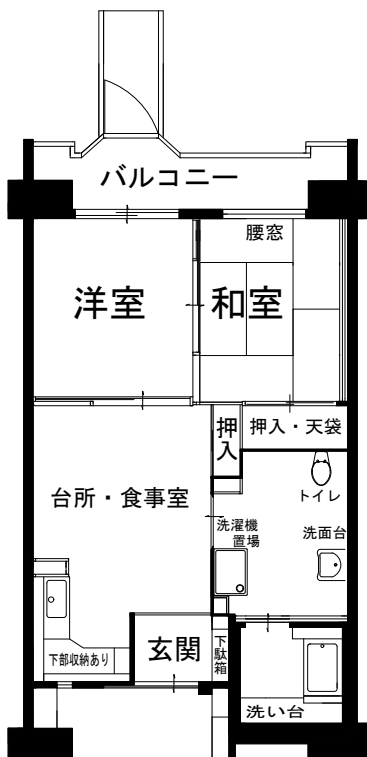


- ・ 浴槽に20センチメートルの高さと幅の台がついています。
- ・ 流し台下には、車いすスペースはありません。
- ・ 居室内に高低差があります。

- ・ 浴室タイプ

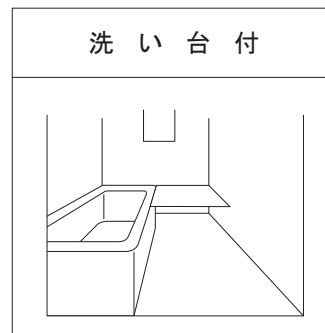


852 中野山王三丁目



- ・ 流し台下には、車いすスペースはありません。

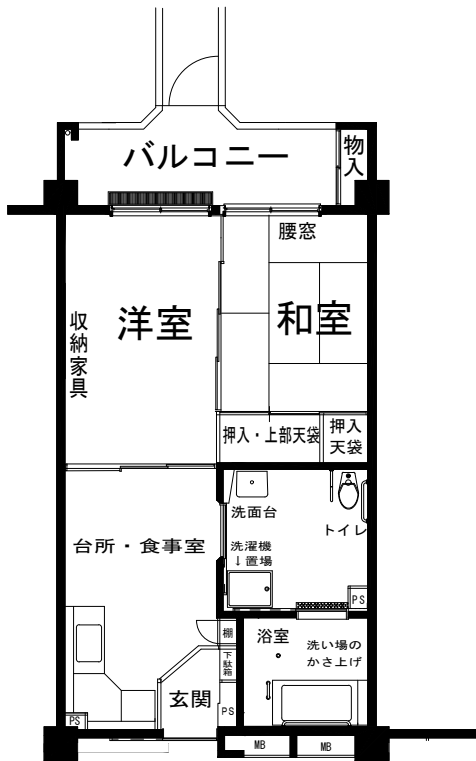
- ・ 浴室タイプ



単身者用車いす使用者向住宅間取り図

- ・ 下見期間 : 2月1日(木)～2月9日(金)【平日に1回のみ】必ず事前予約をしてください。
- ・ 問い合わせ先 : 都営住宅募集センター ☎03-3498-8894 (午前9時～午後6時)

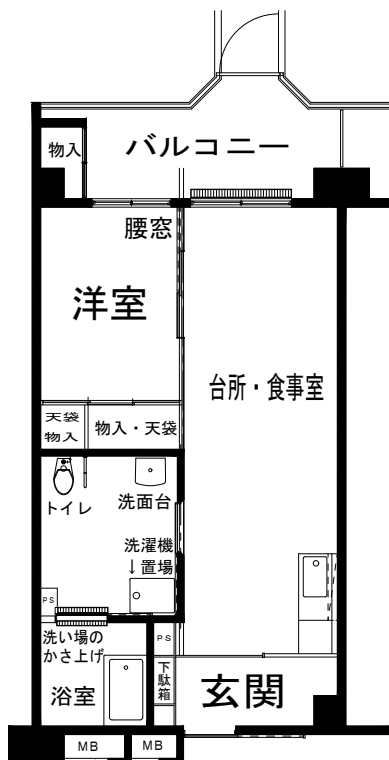
853 東京街道



・ 浴室タイプ



854 東京街道



・ 浴室タイプ

